

【天久保キャンパス学生向け】
コロナ禍での授業に関する学生行動指針

令和3年3月16日
筑波技術大学副学長（教育担当）
内藤 一郎

本指針は、厚生労働省が公表している「新しい生活様式」を踏まえ、感染拡大防止と学生の学修機会の両立を図るため、4月から対面授業を開始するに当たって、学生の皆様が留意する事項をまとめたものです。

※1学期の授業は基本的に対面で行いますが、基礎疾患等により登学が困難な場合や感染症への不安等により家庭等からの遠隔授業を受けたい場合は、遠隔授業を併用します。

1. 健康管理

(1) 毎朝の検温及び「検温フォーム」(Microsoft Forms) への入力・送信してください。

2. 教室での授業に関すること

(1) 授業の際はマスクを準備し、必ず着用してください。大学で準備したマスクもありますので、これを活用してください。また、各フロアに消毒液を設置しています。授業前には、これらを使って手指を消毒の後入室してください。

(2) 各教室の機材やスイッチを触った際は、石鹼による手洗い等で手指を消毒してください。

(3) 教室では、学生どうしの着席間隔を、前後左右で各々1メートル以上空けるよう着席してもらいます。また、PC等を用いる演習でも同様に距離を取り、必要に応じてPC間に衝立等を設置します。ディスカッション等、学生どうしが向き合う場合においては、2メートルの間隔を維持するか、衝立等を利用するようにしてください。

(4) 授業開始時に授業担当教員から、朝の検温と大学への検温記録の送信を行っているかの確認が行われます。検温と検温記録の送信を行っていない場合は、授業には参加できませんので、忘れないようにしてください。

(5) 教室の出入り口のドアは常に開放するようにしてください。ドアノブに触れた場合は石鹼による手洗い等で手指を消毒してください。

(6) 授業実施時間中、教室は、窓を2方向開放し、空気の通り道ができる換気の良い状態を保っています。閉めている場合でも、30分に1度は数分窓を開けて換気が行われます。荒天時は、窓の開放幅を狭くする等して換気が行われます。教室の気温(暑さ・寒さ)への対策は各自で行ってください。また、教室にロスナイ換気・換気扇等空調設備がある場合は、常に稼働していますのでスイッチを切らないようにしてください。

(7) 空調（ロスナイ換気等）・照明のスイッチ類にはなるべく触らないようにしてください。触った場合は、石鹸による手洗い等で手指を消毒してください。

(8) 着席時には私語は慎んでください。対面で会話する際は、十分な距離を取るようにはしてください。

(9) 授業終了時に、各教室に設置したアルコール消毒液等を含ませたペーパータオルもしくは除菌クロスで、机、キーボード、マウス等、手指の接触があるものを消毒してください。

※アルコール消毒液等をキーボードやスイッチ等に直接噴射することは、故障や事故につながりますのでおやめください。

(10) 授業担当教員の指示に従い、授業中は以下のことを心掛けてください

- ・ 学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っでの発声は可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るようにはしてください。
- ・ 学生間で器具・道具・文房具等の貸し借りは行わないようにはしてください。ただし、それらを学生間で共用することが避けられない場合には、適宜消毒による拭き取りを行ってください。

(11) 授業終了後は速やかに教室から退室してください。

3. 衛生の管理

(1) 授業開始の前後に、手洗いを徹底してください。

(2) 鼻汁・唾等による感染のリスクを防ぐため、使用済みのティッシュ・マスクを教室内（机上など）にそのまま放置せず、使用を終えたら教室外に設置したビニール袋に入れ、袋の口を縛って封をしたうえで、ごみ箱に捨ててください。

4. 授業の欠席に関する取扱い

(1) 体調不良（発熱又は風邪症状）である場合、授業は欠席してください。感染症にかかった又はかかった疑いがある場合は、感染拡大防止のため、出席停止の取り扱いとなります。出席停止となった授業分の学修補充（補講、遠隔授業、授業中に課すものに相当する研究課題など）は別途担当教員から指示します。詳しくは大学ホームページ「学校保健安全法(感染症)に基づく出席停止について」及び「インフルエンザ等の感染症の診断を受けたときは」を参照ください。

5. その他

(1) 基礎疾患を有するなど、新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある場合は、アカデミック・アドバイザー（AA）教員（大学院生の場合は研究指導教員）もしくは保健管理センターまでご相談ください。

(2) 大学院生、卒業研究を実施する学生は、感染症の状況を見ながら研究実施方法等を判断することになります。担当の教員と日頃からよく相談し、計画的に研究を進めてください。

(3) 上記方針のもと、4月から対面授業を開始しますが、引き続き基礎疾患等により登学が困難な場合や感染症への不安等により家庭等からの遠隔授業を受けたい場合は、遠隔授業での授業受講をすることができます。科目によっては、対面と遠隔の両方により授業を進めることができますが、この場合、授業の情報量に差が出ないように各教員が配慮します。

学生の皆さんは既に対面授業・遠隔授業どちらを希望するかをアンケート調査により報告いただいておりますが、4月授業開始後に、授業受講方法(対面・遠隔)の変更をすることができます。変更を希望する場合は、授業担当教員に相談してください。